

奈良県告示第二百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路保全課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和四年一月十八日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 大和高田御所線
- 三 道路の区域

1 1 6		路線番号	区間	区域変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル	備考
後	前	前	御所市大字玉手二九番八先から御所市大字富田九二番一先まで	後	四二・〇	一、八〇六・五	うち一般県道玉手茅原線に二四三・七メートル重用
B	B	A	御所市大字玉手二九番八先から御所市大字池之内三八番四先まで	前	四二・〇	一、八〇六・五	うち一般県道玉手茅原線に二四三・七メートル重用
四二・〇	一二・二	三・六		前	一五・四	二、一〇七・〇	うち一般県道御所高取線に四三〇・〇メートル重用